

事業系ごみの減量化策（適正排出含む）について

答申書

平成31年2月

海老名市環境審議会

—目次—

はじめに	1
1 海老名市清掃行政の歩み.....	2
2 事業系ごみの現状	3
(1) 事業系ごみ処理の流れ	
(2) 事業系ごみ排出量の推移	
(3) 組成分析の結果（ごみの内容物検査）	
(4) 海老名市のごみ焼却量	
3 事業系ごみ処理の課題と減量の目的.....	8
(1) 事業系ごみ処理の課題	
(2) ごみ減量化の目的と効果	
4 事業系ごみ減量化策について	10
(1) 啓発・指導	
(2) 支援策	
(3) その他	
5 事業系ごみ減量化策導入に当たっての留意事項.....	14
(1) 家庭系ごみ有料化・戸別収集に伴う各事業者への周知の徹底	
(2) 外国人経営者等への対応方法	
(3) 効果の検証	
最後に.....	15

はじめに

平成 15 年 3 月、循環型社会形成推進基本法に基づく国の循環型社会形成推進基本計画において、天然資源の消費の抑制と環境負荷の低減を目指した取り組みを進めるための方針が示されました。これを受けて、高座清掃施設組合及び構成三市（海老名市・座間市・綾瀬市）で策定している一般廃棄物処理基本計画（以下、「一廃計画」という。）において、計画目標年度（平成 39 年度）までに三市のごみ量を平成 12 年度比 30%削減と定め、目標達成に向けたごみの減量化策、資源化策を図ってまいりました。

しかしながら、減少していたごみ量が平成 26 年度以降三市ともに横ばいまたは増加傾向に転じたため、更なるごみの減量化・資源化を各市において早急に進めることが喫緊の課題になっています。

海老名市の事業系ごみについては、一廃計画において、平成 39 年度までに、その排出量を 5,145 トンにすることを目標値に定めておりますが、近年のまちの賑わいの創出などにより、平成 22 年度からその量も年々増加し、一廃計画に定める目標値と乖離が生じている状況です。

このような状況と並行して、高座清掃施設組合で建設中の新たなごみ処理施設が平成 31 年 4 月に稼働する予定となっており、施設やその周辺住民へ与える負担をできる限り軽減させるためにも、これまで以上に事業系ごみの減量化・資源化を図っていかねばなりません。

また、家庭系ごみについても、その量は一廃計画に定める目標値と乖離が生じていることから、「家庭系ごみの減量化策（戸別収集・有料化含む）について」の諮問に対し、平成 30 年 6 月に答申をいたしました。

答申を受けた海老名市では、平成 30 年 9 月に家庭系ごみ減量化基本方針を策定し、これに伴う条例改正案を市議会平成 30 年第 3 回定例会に上程、同年第 4 回定例会で可決され、2019 年 9 月 30 日から家庭系ごみの一部有料化及び燃やせるごみの戸別収集を実施することが決定しております。

このことから、事業系ごみについても実効性のある減量化策が求められています。

以上のことから、諮問された「事業系ごみの減量化策（適正排出含む）について」に対し、その現状と課題等を把握するとともに、多様なごみ減量化策について約 1 年 8 ヶ月かけて審議した結果をまとめ、答申するものです。

1 海老名市清掃行政の歩み

表1 海老名市の清掃年表

年度	ごみ関係	その他事業関係
昭和38年	高座三町清掃処理組合設立(一部事務組合)	海老名町清掃条例制定
昭和39年		高座三町清掃処理場が海老名町本郷に決定
昭和42年	ごみ焼却炉が完成	
昭和46年	第2次ごみ焼却炉が完成(200t炉)	市制施行
昭和47年		海老名市廃棄物の処理及び清掃に関する条例制定
昭和52年	第3次ごみ焼却炉が完成(120t炉)	
昭和59年	ごみ焼却炉が完成(150t炉)	
平成4年	ごみ焼却炉が完成(200t炉)	
平成5年	生ごみ処理容器設置費補助事業開始	海老名市廃棄物の減量化、資源化、適正処理に関する条例及び同規則制定
平成7年		一般廃棄物処理基本計画策定
平成9年	生ごみ処理容器(EM容器)設置費補助事業開始	
平成11年	生ごみ処理機(電動式)設置費補助事業開始	
平成13年		一般廃棄物処理基本計画改定
平成14年		高座清掃施設組合搬入手数料改定(18円/kg⇒21円/kg)
平成15年	生ごみ処理機補助金交付額の引き上げ及び補助対象者の拡大(市内に事業所を有する者が対象として追加)	多量排出事業所の基準改定(毎月10t⇒5t、年120t⇒60t)
平成18年		多量排出事業所の基準改定(毎月5t⇒1t、年60t⇒12t)
平成19年		一般廃棄物処理基本計画改定
平成21年	大型生ごみ処理機モデル事業開始(市内集合住宅2箇所)	
平成22年	生ごみ処理機補助金交付額の引き上げ(電動式)	高座清掃施設組合搬入手数料改定(21円/kg⇒25円/kg)
平成24年		一般廃棄物処理基本計画改定
平成26年	生ごみ処理機補助金交付額の引き上げ(非電動式) 市関連施設にて大型生ごみ処理機利用開始(市庁舎、保育園)	
平成28年	市関連施設にて大型生ごみ処理機利用開始(保育園2園)	
平成29年		一般廃棄物処理基本計画改定

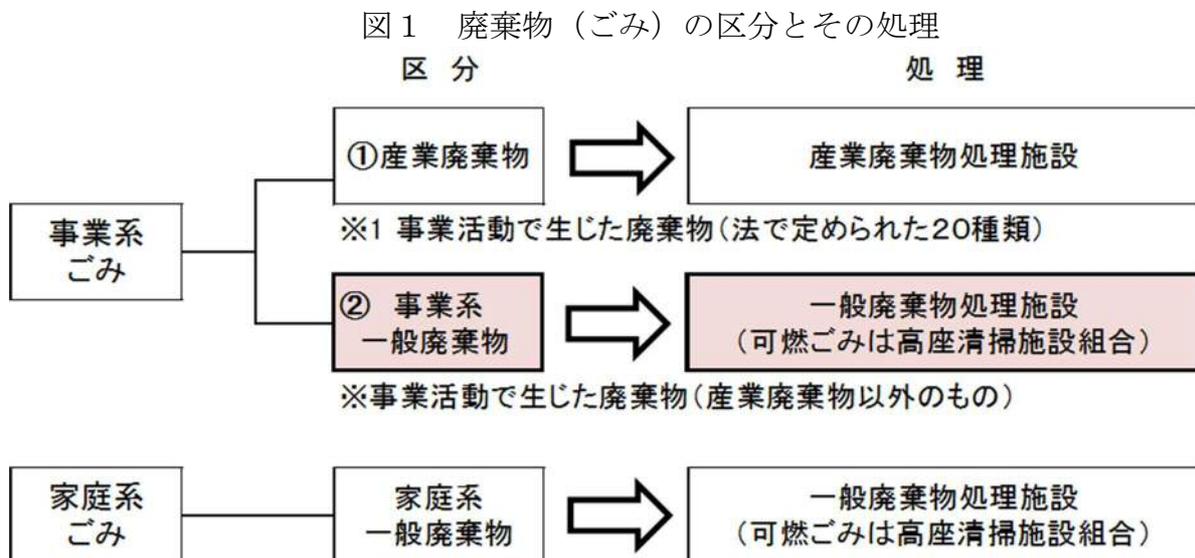
2 事業系ごみの現状

(1) 事業系ごみ処理の流れ

海老名市では、廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づき、海老名市廃棄物の減量化、資源化、適正処理等に関する条例（平成5年条例第8号。以下、「廃棄物条例」という。）を制定し、その中で事業活動に伴って発生する廃棄物の減量に努めること、適正に処理することが事業者の責務であると定めております。

廃棄物は、「一般廃棄物」と「産業廃棄物」に大分類されます。

事業所から排出される廃棄物は、図1のとおり「①産業廃棄物」と「②事業系一般廃棄物」に区分され、高座清掃施設組合には「②事業系一般廃棄物」が搬入され、焼却処理されています。



（※1）【産業廃棄物の種類】

あらゆる事業活動から発生するもの	①燃えがら ②汚泥 ③廃油 ④廃酸 ⑤廃アルカリ ⑥廃プラスチック類 ⑦ゴムくず ⑧金属くず ⑨ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず ⑩銧さい ⑪がれき類 ⑫ばいじん
排出する事業所が限定されるもの	⑬紙くず ⑭木くず ⑮繊維くず ⑯動物系固形不要物 ⑰動植物性残さ ⑱動物のふん尿 ⑲動物の死体
⑳汚泥等のコンクリート固化物など、上記①～⑱の産業廃棄物を処分するために処理したもので、上記①～⑱に該当しないもの	

一廃計画では、事業系一般廃棄物の処理は、一般廃棄物収集運搬業者として市の許可を受けるか、許可を受けた業者に収集とその処理を依頼することとしており、これにより、排出事業者が処理費用を自己負担する仕組みになっています。

(参考)

【廃棄物の処理及び清掃に関する法律】(抜粋)

(事業者の責務)

第3条 事業者は、その事業活動に伴って生じた廃棄物を自らの責任において適正に処理しなければならない。

2 事業者は、その事業活動に伴って生じた廃棄物の再生利用等を行うことによりその減量に努めるとともに、物の製造、加工、販売等に際して、その製品、容器等が廃棄物となった場合における処理の困難性についてあらかじめ自ら評価し、適正な処理が困難にならないような製品、容器等の開発を行うこと、(中略) その製品、容器等が廃棄物となった場合においてその適正な処理が困難になることのないようにしなければならない。

3 事業者は、前二項に定めるもののほか、廃棄物の減量その他その適正な処理の確保等に関し国及び地方公共団体の施策に協力しなければならない。

【海老名市廃棄物の減量化、資源化、適正処理等に関する条例】(抜粋)

(事業者の責務)

第4条 事業者は、その事業活動に伴って生じた廃棄物の再生利用等を行うことによりその減量に努めるとともに、その廃棄物を自らの責任において適正に処理しなければならない。

2 (略)

3 事業者は、廃棄物の減量化及び資源化並びに適正処理並びに地域の清掃の保持に関する市の施策に協力しなければならない。

【一般廃棄物処理基本計画】(抜粋)

事業活動に伴って生じた廃棄物は、事業者自らの責任において適正に処理しなければなりません。

処理方法は、事業者が所在している市の一般廃棄物収集運搬業者の許可を受けるか、または許可を受けた業者にごみの収集を依頼して組合施設に搬入することとしており、種類や量の多少にかかわらず、地域のごみ集積所に出すことはできません。

(2) 事業系ごみ排出量の推移

事業系ごみの年間排出量は図2のとおりであり、平成22年度から年々増加しております。仮に現在のごみ量で推移した場合、一廃計画で定める平成33年度中間目標値に対し、約3,400トンの乖離が生じることになります。

また、表2に示す近年の海老名市の事業所数・従業者数の推移を見ると、サービス業等の第3次産業が増加傾向で推移しています。

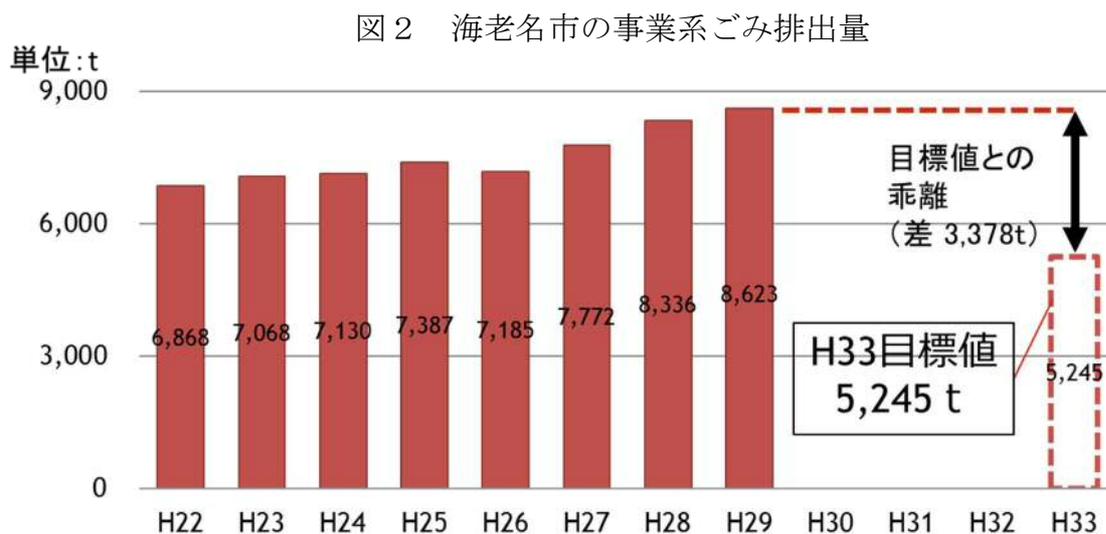


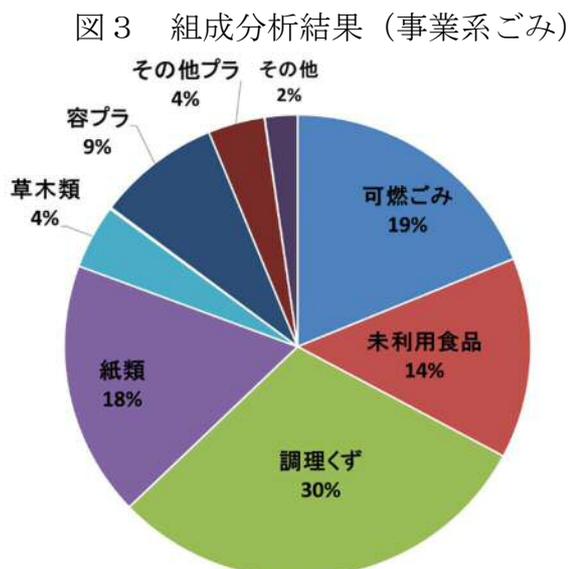
表2 産業別事業所数・従業者数

産業区分	事業所数				従業者数			
	平成21年	平成24年	平成26年	平成28年	平成21年	平成24年	平成26年	平成28年
第1次産業	12	11	11	10	73	45	73	49
第2次産業	713	645	675	644	11,972	15,703	12,405	11,483
第3次産業	3,614	3,339	3,675	3,744	44,162	38,168	47,370	47,068
総数	4,339	4,055	4,361	4,398	56,207	53,916	59,848	58,600

(出典) 統計えびな、経済センサス基礎調査・活動調査

(3) 組成分析結果（ごみの内容物検査）

平成 28 年度に海老名市で実施した事業系ごみの組成分析の結果は、図 3 で示すとおりです。全体の重量比で厨芥類（未利用食品、調理くず）が約 44%、資源化可能な紙類が約 18%、草木類が約 4%、本来産業廃棄物として処理される廃プラスチック類（容プラ、その他プラ）が約 13%含まれています。



なお、一廃計画に記載されている組成分析結果を見ても、厨芥類（未利用食品含む）が約 26%、紙類（紙製容器包装、資源化可能なその他紙類）が約 25%、草木類が約 7%、廃プラスチック類が約 24%となっており、市が実施した組成分析結果同様に資源物や産業廃棄物の混入割合が高いという結果になっています。

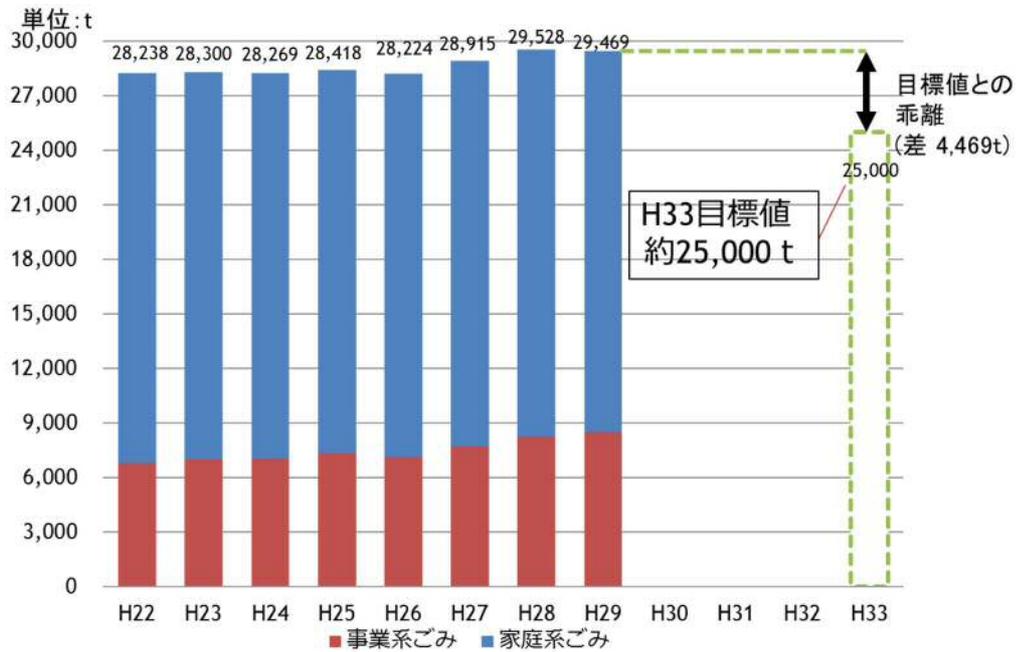
(4) 海老名市のごみ焼却量

高座清掃施設組合及び構成三市（海老名市・座間市・綾瀬市）で策定している一廃計画の中で、海老名市では平成 39 年度までに家庭系ごみと事業系ごみを合わせた年間焼却量の目標値を、平成 12 年度の年間焼却量 32,980 トンに対し、約 26%減の年間約 24,000 トンとしています。

年間焼却量の目標値	
平成33年度(中間目標)	⇒約25,000t/年 (平成12年度比約25%削減)
平成39年度(計画目標)	⇒約24,000t/年 (平成12年度比約26%削減)

図4に示すとおり、海老名市のごみの年間焼却量は平成22年度から増加傾向で推移しています。平成29年度実績では、前年比で微減とはなっているものの、平成33年度の間目標値に対し、約4,500トと乖離が生じております。

図4 海老名市のごみ焼却量



また、ごみ焼却量に対する家庭系ごみ量と事業系ごみ量の比率は、各年度間において多少の差はあるものの、家庭系が約7割、事業系が約3割となっています。

3 事業系ごみ処理の課題と減量の目的

(1) 事業系ごみ処理の課題

平成 33 年度の事業系ごみ排出量の間目標値達成には、平成 29 年度実績から約 3,400 t 減量する必要がありますが、組成分析の調査結果を見ますと、資源化可能な紙類、草木類が約 22%、産業廃棄物となる廃プラスチック類が約 13% 混入しており、分別の徹底や適正排出等により、ごみの排出量を目標値まで減らせる余地があります。

事業系ごみ処理における課題としては、業種・業態・事業規模などによってごみの排出量や排出品目が異なることから、統一した減量化策で一律の効果を得ることが難しく、排出事業者個々の排出状況に応じた対応が求められます。

また、排出事業者の中には、人員不足、廃棄物保管場所や分別スペース不足などという理由から、未分別のまま収集運搬業者に収集依頼したり、地域のごみ集積所に不適正に排出し、市から指導を受けるなど、ごみ処理に関する意識が希薄な例も見受けられます。

収集運搬業者に関する課題としては、各社が保有する車両台数や収集ルートによって分別収集の対応、さらには資源物の取り扱い品目が業者によって異なることが挙げられます。

今後は、上記の課題を踏まえ、事業系ごみの減量化策を検討する必要があります。

(2) ごみ減量化の目的と効果

①焼却施設への負担軽減

ごみの焼却処理は、安定した処理を継続させる必要があるため、焼却施設へ過度な負担とならないようにしなければなりません。

そのような中、三市（海老名市・座間市・綾瀬市）のごみ処理施設である「高座清掃施設組合」は、老朽化などに伴い新たな施設を同敷地内に建設中で、平成 31 年 4 月より本格稼働する予定です。

ごみの減量化は、将来にわたり焼却施設へ与える負担を軽減でき、焼却費用や保守等のランニングコストの削減だけでなく、施設の延命化にも繋がります。

②近隣住民の負担軽減

ごみの焼却施設である高座清掃施設組合は、昭和 42 年の稼働から海老名市本郷に所在し、約半世紀にわたって近隣住民に対し大きな負担を与えてきており、さらに同敷地内で施設の更新に向け、新たなごみ処理施設を建設しています。

この施設更新に当たっては、近隣住民と「ごみの減量化」と「搬入車両の減少」が条件の一つとされていることから、継続してごみの減量化に取り組んでいかなければなりません。

海老名市は、焼却施設の所在市として、率先してごみの減量化に取り組んでいく必要があると考えます。

③環境負荷の軽減

ごみの減量化、資源化の推進により、地球温暖化防止や大気汚染物質の排出抑制にも寄与できます。

④次世代への負担軽減

課題を先送りすることなく、将来を見据えた対策を講じることで、次世代への負担が軽減できます。

4 事業系ごみ減量化策について

海老名市の事業系ごみ排出量は、まちの賑わいの創出等により、平成 22 年度から年々増加しております。

事業系ごみの組成分析の結果を見ると、資源物や産業廃棄物（特に廃プラスチック類）の混入が見られ、分別の徹底によりさらなる減量の余地はあると考えます。しかしながら、家庭系ごみとは異なり、各事業所のごみ量や排出品目の割合は、事業規模や業種・業態、景気等に大きく左右されるため、統一した減量化策で一律の効果を上げることは難しい状況にあります。

そのため、排出事業者個々の特性に応じた対応が求められ、全ての事業者を対象にごみ減量化策を検討する場合、まずは排出事業者に対するきめ細かな指導・啓発に取り組む、ごみの減量・適正排出に向け、粘り強く協力を要請しなければなりません。

それとともに、排出事業者が自主的に、ごみの減量化や資源化の促進、適正排出に取り組むやすくするために、市の支援も必要と考えます。

これらのことを踏まえ、以下のとおり具体的な減量化策を提案します。

(1) 啓発・指導

①排出事業者への指導強化

排出事業者に対する、ごみの適正排出、分別の徹底等の指導には、その事業者の廃棄物処理の実態を把握することが重要と考えます。そのため、排出される事業所への立ち入り調査とともに状況に応じた指導が必要になります。

また、近年では廃棄物条例で定める海老名市内の多量排出者（年間 12 t 以上又は 1 月 1 t 以上の事業系一般廃棄物を排出）は 100 事業所を超えており、全ての多量排出事業所を指導するには、計画的な実施が求められます。

さらに、収集運搬業者と事業系一般廃棄物処理の契約がなされていない事業所については、訪問調査により廃棄物の処理状況を確認し、適正排出のための徹底した指導が必要と考えます。

②講習会の強化や学習会等の開催

廃棄物を適正に処理するには、廃棄物処理関連法令等に対する知識が必要となります。

さらに高座清掃施設組合に搬入される搬入物の組成分析結果では、産業廃棄物（廃プラスチック類）や資源化可能な紙類などの混入が多く見受けられる状況にあることから、収集運搬業者及び排出事業者への講習会の強化や新たに学習会を開催するなど、継続して知識の向上と併せ廃棄物の減量化・資源化に対する意識を高めしていく必要があると考えます。

③事業系ごみ適正処理パンフレットの改定

海老名市では、収集運搬業者及び排出事業者に対する啓発を目的に、平成 24 年 4 月に「事業系ごみ適正処理パンフレット」を作成しています。

このパンフレットをより解りやすい内容に一新するとともに、今後の指導・啓発ツールとして有効に活用できるよう、適宜改定していくことが望ましいと考えます。

具体的には、ごみ量の推移や組成分析の結果、他事業者の優良な取り組み事例を写真やイラストを使って紹介するとともに、収集運搬業者の情報なども掲載することで、各事業所におけるごみの減量化に繋がる記述にするべきと考えます。

また、改定するパンフレットの有効な活用方法として、排出事業者等の指導時や講習会などでテキストとして配布することは勿論のこと、保健福祉事務所や不動産会社等の協力を得て配布したり、パンフレットの内容を広報やHP等に掲載し広く周知する方法が考えられます。

④各種団体（商工会議所、飲食店組合、商店街等）との連携

事業者への指導・啓発をより迅速かつ円滑に行うには、商工会議所や飲食店組合、商店街など各種団体の理解と協力が必要であります。

また、これら理解と協力を進める中で、ごみの減量化・適正処理を幅広く周知・啓発する体制の整備も望まれます。

ごみの減量化・資源化への優良な取り組みを実施している事業者を広報等で紹介するなど、事業者側のメリットも考慮したPRを取り入れることも有効な減量化策と考えます。

(2) 支援策

①生ごみ処理機購入費等補助制度

厨芥類などの生ごみは、唯一自家処理できる品目であり、生ごみ処理機を活用した減量化策は、有効な手段の一つであると考えます。

海老名市飲食店組合会員を対象に生ごみ処理機アンケート調査を実施した結果では、大型生ごみ処理機の利用希望があったことから、補助金等の支援策について検討する必要があると考えます。

ただし、事業所が大型生ごみ処理機を導入するには、設置場所の確保や作業の手間、費用対効果等が重要な判断要素となるため、他市事例も踏まえ、適切な補助額の設定が必要となります。

また、厨芥類の排出量が少ない事業所に対しては、現行の家庭用生ごみ処理機設置補助制度の活用を今まで以上に積極的にPRしていくことも必要と考えます。

②少量排出事業所対策

事業所から排出される事業系一般廃棄物は、その量の多少に関わらず、事業者の

責任において、市が許可した収集運搬業者にその処理を依頼しなければなりません。

しかしながら、少量排出事業所が収集運搬業者へごみの適正処理を新規依頼する際、ごみの排出頻度、場所、時間等、排出状況に合った収集運搬業者を探す手間がかかってしまうといった現状があります。

本来、事業者の責務として行う廃棄物の適正処理を促すためにも、この手間の部分に対する市の支援も検討する必要があると考えます。

そのため、市で収集運搬業者の受託条件（量・品目・時間・エリア・価格等）や、少量排出事業所の排出状況等を把握しておくことで、双方への情報提供が可能となり、よりスムーズな契約の促進が図られるとともに、これらの情報を市の指導・啓発にも活用ができるなど、事業系ごみの適正排出の促進に一定の効果があるものと考えます。

（3）その他

①高座清掃施設組合搬入手数料改定に向けた三市の検討

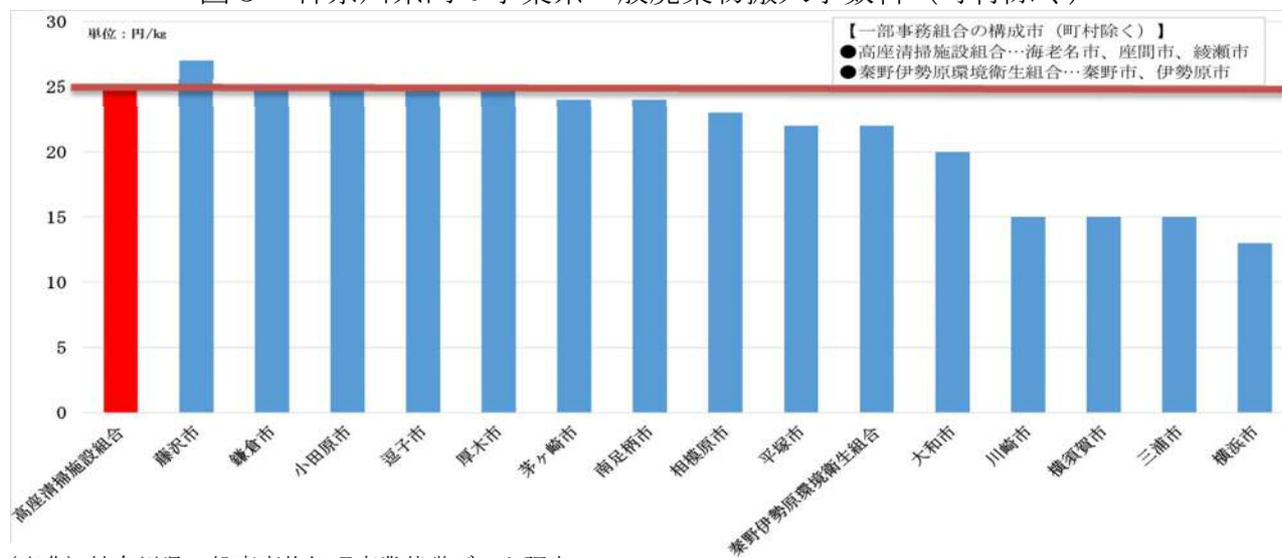
現在、高座清掃施設組合の事業系一般廃棄物の処理手数料は 25 円/kg で、県内では高い水準となっています（図 5 参照）。しかしながら、近年、高座清掃施設組合の処理手数料より高い 27 円/kg に改定した自治体もあります。

排出事業者にごみ減量に対するインセンティブを与え、分別徹底による民間資源化施設への誘導を図るためには、処理手数料の改定も有効な減量化策の一つと考えます。

処理手数料は高座清掃施設組合廃棄物処理手数料条例で定められているもので、その改定については、高座清掃施設組合・海老名市・座間市・綾瀬市の四者で協議する必要があります。

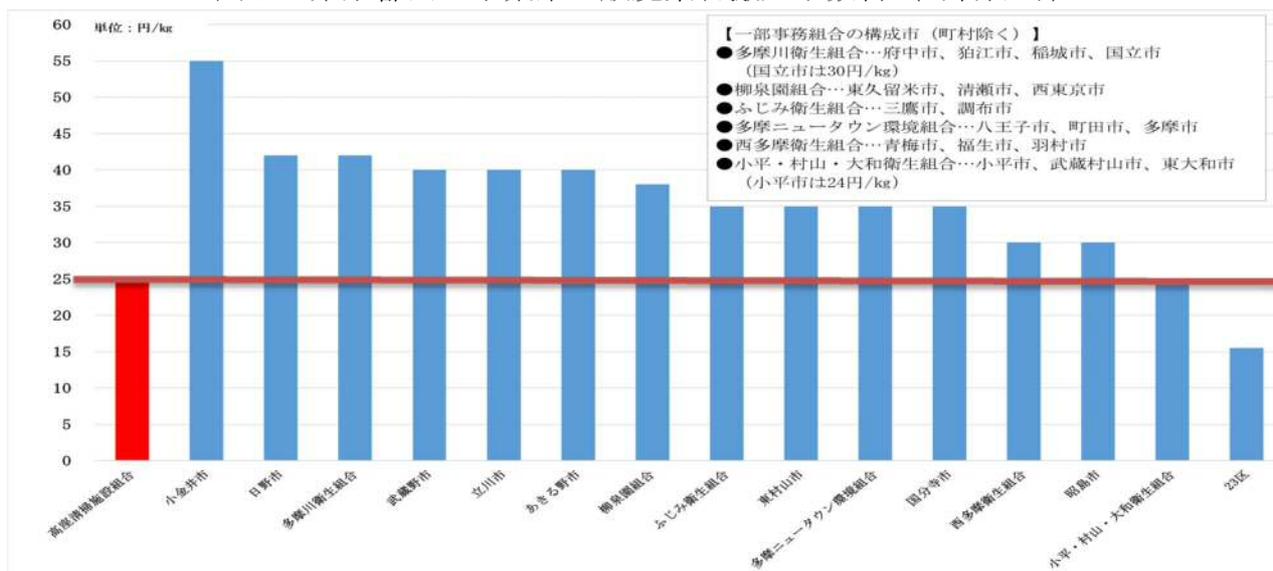
協議に当たっては、県内自治体だけでなく、ごみ減量化に先進的に取り組む東京都多摩地域の自治体も含め、首都圏での搬入手数料（図 6、図 7 参照）の状況や民間施設における紙やプラスチック類のリサイクル費用とのバランス等も参考にしながら、それらを総合的に勘案し、処理手数料改定に向けた検討を行っていくべきと考えます。

図 5 神奈川県内の事業系一般廃棄物搬入手数料（町村除く）



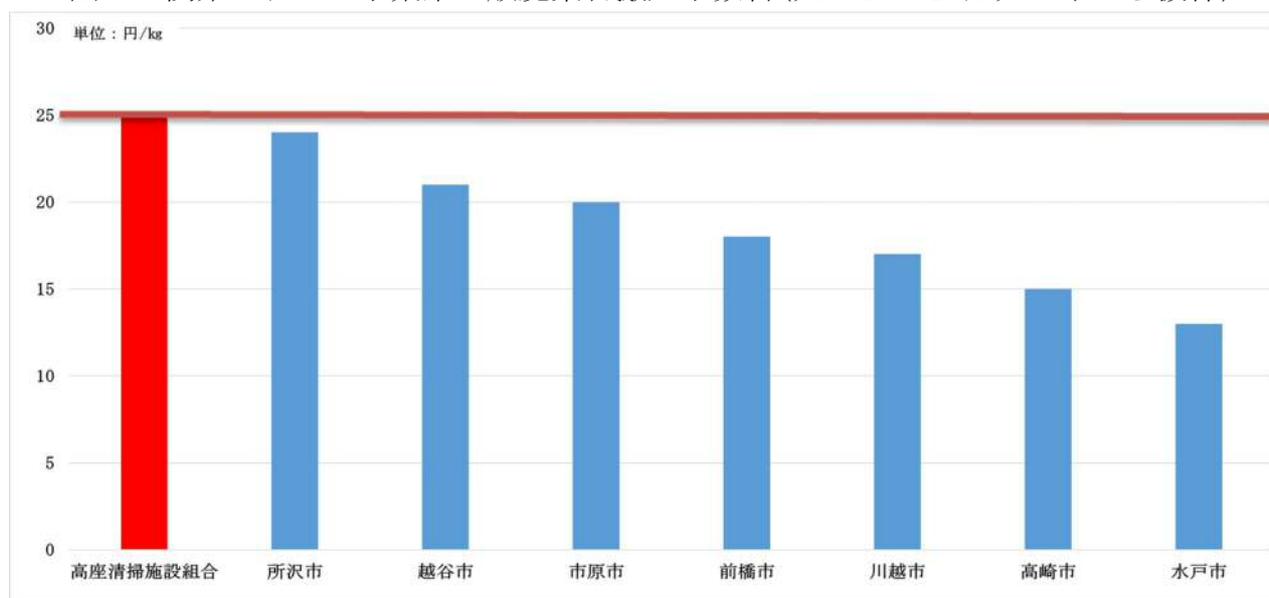
（出典）神奈川県一般廃棄物処理事業基礎データ調査

図6 東京都内の事業系一般廃棄物搬入手数料（町村除く）



(出典) 月刊廃棄物 2018年4月号、多摩地域ごみ実態調査（平成29年度統計）

図7 関東エリアの事業系一般廃棄物搬入手数料(人口25~40万人の市から抜粋)



(出典) 月刊廃棄物 2018年5月号・10月号

②高座清掃施設組合搬入物検査の強化

高座清掃施設組合では、以前から缶やびんなどの不適物の多量混入により、焼却処理に支障をきたすケースがあったこともあり、平成22年度から缶・びんを対象とする搬入物検査機による検査が行われています。

また、組成分析結果を見ると、本来搬入されてはいけない産業廃棄物（廃プラスチック）の混入も多く見受けられます。

そのため、高座清掃施設組合では、新炉稼働（平成31年4月）に合わせて産業廃棄物の搬入を展開検査で防止できるよう条例改正を行っています。

今後、各市が排出事業者指導を強化するとともに、高座清掃施設組合の展開検査が強化されることで、さらなる事業系ごみの減量化が図られるものと考えます。

5 事業系ごみ減量化策導入に当たっての留意事項

(1) 家庭系ごみ有料化・戸別収集に伴う各事業者への周知の徹底

海老名市では、2019年9月30日（月）より、家庭系ごみの一部有料化とともに戸別収集が導入される予定です。

家庭系ごみの戸別収集に伴い、戸建て住宅にお住まいの方が燃やせるごみを集積所に出すことがなくなります。各事業者が地域のごみ集積所を利用することがないように、周知徹底を図る必要があると考えます。

(2) 外国人経営者等への対応方法

近年では、経営者や従業員が外国人である店舗が多く見受けられます。

廃棄物の適正処理に関する多言語版のパンフレットを作成するなど、指導・啓発の際に理解していただける手法について検討する必要があると考えます。

(3) 効果の検証

環境審議会としても、今回のごみ減量化策に対する事後評価をする必要があると考えるため、今後も適正な時期に検証する場を設けていただくことを申し添えます。

最後に

事業系ごみの減量を将来にわたって持続させるためには、排出事業者が主体となって、減量・資源化が促進されるような処理体系の構築が必要不可欠となります。

そのため、行政は排出事業者の分別が促進されるような啓発活動や施策を実施し、収集運搬業者が品目別に適正な収集運搬業務を行うことで、排出事業者と収集運搬業者、行政が一体となつてごみの減量に取り組んでいくことが求められます。

今後、海老名市においても、本答申を踏まえ、事業系ごみの減量化がより進展するような施策を早急に検討され、速やかに実施されることを期待します。